

相模原市福祉有償運送運営協議会

更新登録・料金改定、承認される

11月11日（金）10時からウェルネスさがみはら7階の視聴覚室で、相模原市福祉有償運送運営協議会が開かれました。そこで当協会が申請した「自家用有償旅客運送更新登録」及び「旅客から収受する対価の変更」（＝利用料金改定）を協議していただき、その結果「承認」を得ました。

当協会から、吉留副会長、杉本管掌理事、田中事務局サポーター、井上HC委員が参加しました。

今後、運営協議会発行の「合意文書」と共に更新登録申請の書類を神奈川運輸支局に提出し、2月に更新後の「自家用有償旅客運送者登録証」が授与される予定です。

ハンディキャップ

来年度より利用料金を改定、「迎車回送料金を新設」など

皆様のご理解・ご協力をお願い致します

この度の福祉有償運送運営協議会に提出しました利用料金改定に関する文書「旅客から収受する対価変更の理由」の中の、「運送の対価以外の対価（＝迎車回送料金）」部分の抜粋を紹介いたします。

用語の説明	旅客から収受する対価	ハンディキャップ利用者の方からいただく「利用料金」。
	運送の対価以外の対価 (利用件数) 1件	「利用者の方が乗車される距離（または時間）に対する料金」以外の料金。 利用者が乗車される地点から降車される地点までの運行を、利用件数「1件」と数える。そのため、片道運行は「1件」、往復運行の場合は「2件」となる。

旅客から収受する対価変更の理由

1、運送の対価以外の対価の変更

運送の対価以外の対価である迎車回送料を新設します（その他の対価は従来通りとします）。

(1) 対価を変更する理由

- ・以前は旅客から収受する対価以外に相当の補助金・寄付金等があり、円滑な事業運営が出来る時代もありましたが、ここ数年継続的に大きな赤字運営となっております。
- ・対策として、2ヶ所あった事務所を1ヶ所に統合し、又3台の福祉車両を2台に削減し、更にセダン型事業の導入等で財政改善を図ってまいりましたが、赤字運営から脱することが出来ておりません。
- ・来年度は1台の福祉車両の老朽化に伴う更新も必要になりますが、従来赤字を補填してきた事業準備金も乏しくなり、今後の事業継続が憂慮される状況になってきております。
- ・今後事業を安定的に継続するため、赤字をある程度解消する程度の負担を利用者をお願いしたいと思っております。

(2) 対価変更金額について

- ・1件につき150円の迎車回送料を新設します（一日当たり300円を上限）。
- ・これは近距離住所利用者の実質運送経費程度です（設定している運送の対価50円/Kmの2倍程度が実質運送経費）。
- ・近距離住所利用者に合わせて全利用者定額にしたのは、遠距離住所利用者のこれ以上の負担増を回避したいことと、事業運営継続のため赤字を全利用者で公平に負担していただきたいと考えました。

(3) 対価変更時期について

- ・実施時期は平成29年4月1日からとします。（後略）

以上

新設する「迎車回送料金」説明図（一日当たりの利用件数3件の場合）※下図実線矢印が「迎車回送料金」の対象



一日の利用件数と「迎車回送料金」	1件（例、片道運行）：150円	2件（例、往復運行）：300円	3件以上：300円
------------------	-----------------	-----------------	-----------